

産業廃棄物収集運搬業許可証

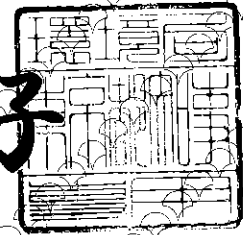
住 所 東京都世田谷区船橋七丁目 20 番 14 号

氏 名 株式会社伸和運輸
代表取締役 宮崎 琢朗

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 4 年 5 月 15 日

許可の有効年月日 令和 9 年 5 月 14 日

1 事業の範囲

(1) 業の範囲：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
がれき類

(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (以上 14 種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおりに) (以上 4 種類)

2 積替え保管施設（詳細は裏面のとおりに）

施設所在地：東京都世田谷区上馬四丁目 38 番 5 号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として 8 時から 19 時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 4 年 5 月 15 日 新規許可

令和 4 年 5 月 15 日 更新許可 第 6 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

(裏面)

許可番号 第 13-10-032947 号

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都世田谷区上馬四丁目 38 番 5 号

施設面積：104.165 m^2

最大保管高さ：2.7m

産業廃棄物の種類	保管量	
汚泥、廃プラスチック類、金属くず（廃乾電池に限る。）	プラスチック容器 6 個	0.54 m^3
廃プラスチック類	プラスチック容器 6 個	0.54 m^3
廃プラスチック類、金属くず（廃バッテリーに限る。）	プラスチック容器 6 個	0.54 m^3
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	塵芥車 1 台	8.60 m^3
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ 0.5 個	4.00 m^3
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	ドラム缶 3 個	1.17 m^3
金属くず	プラスチック容器 33 個	2.97 m^3
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	プラスチック容器 33 個	2.97 m^3
	合計保管量	21.33 m^3

(以下余白)